

令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル実施要領 (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適しないもので、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されているものについて、稻敷市契約事務等に関する規程（平成17年稻敷市告示第2号）の規定にかかわらず、契約手続きに關し、令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザルの実施)

第2条 令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託については、業務の性質上、決められた期間に所属する講師等を安定的に派遣することが求められ、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の要素について総合的に判断する必要があることから、プロポーザル方式により技術的に最適な者（以下「業務委託候補者」という。）を特定するものとする。

(プロポーザルの方法及び参加資格要件)

第3条 プロポーザルの方式は、公募型とする。

2 プロポーザルに参加できる者は、別に定める令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル方式の手続開始に係る参加説明書において定める参加資格要件を満たすものとする。

(プロポーザルの参加)

第4条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加の意思表明を行い、別に定める令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル企画提案書作成要領に基づき提案書を作成し、提出しなければならない。

(プロポーザル審査委員会)

第5条 第2条の規定により業務委託候補者を特定するために、令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会については、別に定める令和8年度稻敷市英語検定受験対策講座実施業務委託プロポーザル審査委員会要領によるものとする。

(見積書の提出)

第6条 審査委員会において審査された業務委託候補者は、当該業務における見積書を提出するものとする。

2 業務委託候補者が事故等により見積書の提出ができない場合又は随意契約が不調となった場合においては、次点の者が当該業務における見積書を提出することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。